

令和 8 年 9 月 13 日執行

中城村議会議員選挙

候補者の手引き

中城村選挙管理委員会

目 次

候補者関係事務日程	1
I. 選挙執行の概要	
1. 選挙の理由	3
2. 選挙の管理機関及び選挙長等	3
II. 立候補の届出等	
1. 届出にあたって注意すべきこと	4
2. 届出書類について	4
3. 届出書類記載について	4
4. 届出先	6
5. 届出の期日及び時間	6
6. 受付の順序	6
7. その他の注意事項	6
8. 候補者に交付される物品と証明書等	6
9. 立候補の辞退	8
III. 選挙立会人の届出	
1. 選挙立会人	8
2. 選挙立会人の人数	8
IV. 選挙運動	
1. 選挙運動の期間	9
2. 選挙事務所	9
3. 休憩所等の禁止	9
4. 選挙運動を禁止される者	10
5. 特殊な選挙運動方法の禁止	10
6. 選挙運動用自動車	11
7. 選挙運動用の拡声機	12
8. 選挙運動用通常葉書	12
9. 選挙運動用ビラ及びポスター	13
10. 選挙事務所に提示できる文書図画	13
11. 選挙運動用自動車等に使用する文書図画	14
12. 個人演説会で使用する文書図画	14
13. 候補者が使用するタスキ、胸章及び腕章の類	15
14. 新聞広告	15
15. 選挙運動用放送の制限	15
16. 個人演説会	15
17. 街頭演説	16

18. インターネット等を利用する方法による選挙運動	16
V. 選挙運動費用	
1. 出納責任者	17
2. 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償	18
3. 報酬の支給	19
4. 選挙運動費用の制限額	19
VI. 政治活動のあり方	
1. 政治活動用看板等の設置について	20
2. 政治活動用のポスターについて	20
VII. 公職選挙法による寄附の禁止	
1. 村と特別の関係がある者の寄附の禁止	21
2. 候補者等の寄附の禁止	21
3. 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止	21
4. 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止	21
5. 後援団体に関する寄附の禁止	22

候補者関係事務日程

月 日	事 項	説 明
7月23日 (木)	立候補予定者に対する説明会 時間：午後2時 場所：中城村役場3階大会議室	広報なかぐすく6月号に掲載 村ホームページに掲載
8月17日 (月)～ 8月21日 (金)	立候補届出書類の事前審査 時間：午前9時30分～午後3時30分 場所：中城村役場2階会議室2-1	立候補届出に必要な書類及び諸届出並びに選挙運動用ポスター、選挙公報用原稿について事前審査を行うので準備しておくこと。なお、立候補予定者の印鑑及び代理人の印鑑(両方認印で可)を持参すること。※スタンプ式印鑑は不可
9月7日 (月) 告示日前日	選挙運動費用支出制限額の算出	選挙管理委員会において、 <u>選挙人名簿登録者数に基づき制限額を算出する。</u> これにより候補者が選挙運動のために支出できる額は、この制限額の範囲内となるので注意すること。 なお、9月8日(火)に告示する。
9月8日(火) 選挙期日の告示	立候補届出受付 時間 午前8時30分から 午後5時まで 場所 中城村役場3階大会議室	午前8時30分までに到着した者については、受付順位を決めるくじを行い、その順序に従って立候補届出書類を審査する。 なお、当日は立候補者及び立候補届出代理人の印鑑を持参すること。
	選挙運動用物資及び諸証明書の交付	立候補届出受理後、選挙運動用物資及び諸証明書等を交付する。
	各種届出受付開始	選挙事務所設置届 出納責任者選任届 選挙立会人届出書 } 等の受付開始
	投票所氏名掲示の順序を定めるくじの実施・選挙公報掲載の順序を定めるくじの実施 時間 午後5時 場所 中城村役場3階大会議室	くじの実施にあたっては、候補者又はその代理人は、これに立ち会うことができる。
9月10日 (木)	選挙立会人選任届出期限 (午後5時まで)	候補者は、選挙立会人となるべき者の承諾書を添えて、午後5時までに、選挙管理委員会に届け出ること。

月 日	事 項	説 明
9月10日 (木)	選挙立会人を定めるくじの実施 時間 午後5時 場所 選挙管理委員会事務所	選挙立会人の届出が10人を超え、 または、同一政党に属する候補者の届 出に係る者が3人以上の場合は、くじ でそれぞれ10人又は2人を定める。 くじの実施にあたっては、候補者又 はその代理人は、これに立ち会うこと ができる。
9月13日 (日)	投 票 時間 午前7時～午後8時	投票当日においては、投票所を設け た場所の入口から300m以内（直線 距離）の区域に設置してある選挙事務 所は、閉鎖しなければならないので、 あらかじめ確認しておくこと。
	開 票 時間 午後9時 場所 中城村役場3階大会議室	選挙立会人は、事前に選挙長と十分 に調整しておくとともに、当日は印鑑 持参のうえ午後8時に開票所に到着し ておくこと。 なお、開票事務は選挙会と合同して 行う。
9月14日 (月)	当選人の告知及び告示	
9月16日 (水)	当選証書附与式 時間 午前10時 場所 中城村役場3階大会議室	やむを得ず当選者本人が出席できな い場合は、代理人を出席させることと し、委任状を提出すること。 終了後、新人議員説明会を議会事務 局より行う
	当選者説明会 時間 午後2時 場所 中城村議会 委員会室	新人議員も含めた当選者全体への説 明会を議会事務局より行う
9月28日 (月)	選挙の効力に関する異議の申立期限	公職選挙法第202条第1項
9月28日 (月)	当選の効力に関する異議の申立期限	公職選挙法第206条第1項
	選挙運動費用収支報告書の提出期限 時間 午前8時30分～午後5時 場所 選挙管理委員会事務所	選挙運動に要した費用をもらさず記載 して報告すること。

I. 選挙執行の概要

1. 選挙の理由

今回の選挙は、令和8年9月27日の任期満了に伴い行われる中城村議会議員選挙（公職選挙法第33条）です。

(1) 選挙期日 令和8年9月13日（日）

(2) 選挙期日の告示 令和8年9月8日（火）

2. 選挙の管理機関及び選挙長等

(1) 選挙の管理機関は、中城村選挙管理委員会です。

職名	氏名	住所
委員長	仲 眞 勝 治	中城村字屋宜
職務代理者	與 儀 勝 彦	中城村字和宇慶
委員	比 嘉 和 枝	中城村字南上原
委員	新 垣 良 勝	中城村字津覇

(2) 中城村議会議員選挙の選挙長は、次のとおりです。

職名	氏名	住所
選挙長	仲 眞 勝 治	中城村字屋宜
職務代理者	與 儀 勝 彦	中城村字和宇慶

(3) 選挙長の事務を行う場所

令和8年9月8日～令和8年9月12日

場所	所在地
中城村選挙管理委員会事務所	中城村字当間585番地1

令和8年9月13日

場所	所在地
中城村選挙管理委員会事務所	中城村字当間585番地1

Ⅱ. 立候補の届出等

1. 届出にあたって注意すべきこと

立候補の要件や届出書の記載事項、添付書類等は大変重要なもので、一つでも不備な点があれば届出が受理されず、あるいは誤って受理されても後で無効となるおそれがあるので、届出書類ができあがったら正規の届出をする前にあらかじめ定めた日時に、事前審査をしてもらうことが必要です。事前審査は、選挙管理委員会事務局で行います。

なお、郵便等による届出はできません。

2. 届出書類について

立候補の届出を選挙長に出すときは、次の書類が必要です。

(1) 中城村議会議員選挙 候補者届出書

(2) 添付書類

ア 宣誓書

イ 所属党派証明書（各政党が証明） ※無所属の場合は不要。

ウ 戸籍謄本又は抄本（市町村長発行） ※3 か月以内のもの

エ 住民票謄本又は抄本（市町村長発行） ※3 か月以内のもの

オ 供託証明書（供託書発行）

那覇地方法務局沖縄支局で所要の審査を経て交付された供託書正本に供託金を添え、日本銀行コザ代理店（沖縄銀行コザ支店内）に納付し、供託書正本に供託金を受領した旨の証明を受け、候補者届出書に供託書正本を添付。（供託金額：15万円）

供託金の没収点＝（有効投票の総数÷16（議会議員定数））×1/10

例：有効投票総数が10,000票の場合

供託金の没収点は（10000÷16）×1/10＝62.5票

(3) 立候補届出代理人証明書 ※立候補の届出を本人以外の者がする場合に必要

(4) 通称認定申請書 ※通称使用を希望する場合に必要

3. 届出書類記載について

(1) 候補者届

ア 「氏名」は、戸籍簿に記載された当該候補者の氏名によらなければなりません。

なお、戸籍簿に記載の氏名のうち常用漢字表及び人名用漢字別表等に掲げられている文字に対応する場合は、これらの文字を使用して届出てください。

（例）國→国 榮→栄 藏→蔵 眞→真

また、氏名には必ず「ひらがな」でふりがなを付けてください。

イ 「本籍、住所及び生年月日」は、被選挙権の有無を判定するうえで必要があるので正確に書かなければなりません。したがって、事前に戸籍簿と照合して誤りのないよ

うにしてください。

「本籍及び住所」は〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地と記載し、例えば〇〇県〇〇市〇〇町3丁目3番4号を〇〇市〇〇町3-3-4と略記することのないようにしてください。「生年月日」欄のかっこ内には選挙期日（**9月13日**）現在での満年齢を記入してください。

ウ 「党派名」は、候補者届出に添付する所属党派証明書（各政党発行）に記載してある政党その他の政治団体の名称です。

なお、いずれの政党その他の政治団体にも所属していない者は、無所属であることは当然であるが、政党その他の政治団体に属していても、所属党派証明書を有しない者は、党派欄には「無所属」と記載しなければなりません。

エ 「職業」は、代表的なもの一つを記載してください。

なお、職業についていない者は、「無職」と記載してください。

（2）添付書類

ア 宣誓書

これは、公職の候補者となろうとする者が、選挙権及び被選挙権があること及び他の選挙に立候補していないことを誓う旨の文書です。

虚偽の宣誓をした者は、処罰されますから注意してください。

イ 所属党派証明書

これは、政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合に必要です。無所属として立候補する場合は、添付する必要はありません。

所属党派証明書の発行権者は、各政党とも本部等で決められていますので、それによってください。

なお、この証明書は、所属の証明書であって、公認、非公認あるいは推薦とは関係がありません。したがって、公認証等は、所属党派証明書の効力を有しませんので注意してください。

ウ 戸籍謄本又は抄本、住民票謄本又は抄本

候補者届出書に記載された候補者の氏名、本籍、住所、生年月日等を証明するために添付するものですから、最近三ヶ月以内のものを添付してください。

（3）立候補届出代理人証明書

立候補の届出を候補者本人以外の者がする場合に、その者が代理人であることの証明書として必ず提出しなければなりません。

（4）通称認定申請書

ア 申請

立候補の届出は、戸籍名でなければなりません。ただし、通称がある場合で、通称使用の申請をして認められれば立候補届出の告示、新聞広告及び投票所内の氏名掲示に本名に代えて通称が使用されることとなります。ここで、通称とは本名（戸籍名）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとしてひろく通用しているものをいいます。

通称使用の申請は、立候補届出と同時に、これに通称認定申請書を添えてしなければなりません。届出書に添えないで、通称認定申請書を提出しても受理されません。

通称であるかどうかを証明する責任は、候補者側にありますので、通称認定申請書

を提出するさいにあわせて、選挙長にその通称が本名に代わるものとしてひろく通用しているものであることを証明し、かつ、そのことを証するに足る資料を提出しなければなりません。

イ かな書きによる通称使用

通称には、一般の通称のほか、戸籍名をかな書きにする場合も通称にあたることになっており、この場合にも通称認定申請書を提出しなければなりません。これを証明する書類の提出は不要です。

ウ 効 果

「通称認定申請書」とは、立候補届出の告示、新聞広告及び投票所内の氏名掲示に本名に代えて通称が記載されることを求めるものであり、それ以外のもの、たとえば選挙運動用ポスター、立札、看板等に通称を記載するかどうかは、ここでいう通称認定申請をしたか、しないかにかかわらず、候補者が自由に決めて差し支えありません。

4. 届 出 先

立候補の届出は、**中城村議会選挙** 選挙長に対して行うものです。

5. 届出の期日及び時間

立候補の届出の期間は、選挙の期日の告示の日（**9月8日**）だけです。

届出の時間は、午前8時30分から午後5時までです。

6. 受付の順序

立候補の受付の順序は、告示の日の午前8時30分までに受付場所に到着した者については、到着順によることなく、くじで定めます。午前8時30分以降については、到着順に立候補届出の順位が決まります。

7. その他の注意事項

選挙長に立候補届を提出するさいには、必ず立候補届出に押印した印鑑を持参してください。立候補届の記載事項が不備で訂正を要するさい、届出書に用いた印鑑がないと訂正できません。また、届出後の諸交付物資の受領印としても必要です。

8. 候補者に交付される物品と証明書等

立候補の届出が有効に受理されると、次の物品及び証明書等が交付されます。

(交付物品)

種 類	数量	使 用 方 法
1. 選挙運動用自動車（船舶）表示板	1	自動車の冷却器の前面又は船舶の操縦室の前面に常時掲示する。
2. 選挙運動用拡声機表示板	1	拡声機マイクロフォンの下部に常時掲げる。
3. 街頭演説用標旗	1	街頭演説を行う場所で掲げる。
4. 自動車（船舶）乗車用腕章	4	選挙運動用自動車に乗車する場合に着用する。
5. 街頭演説運動員用腕章	11	街頭演説に従事する者が着用する。

(交付証明書等)

種 類	数量	使 用 方 法
1. 選挙運動用通常葉書使用証明書	1	選挙運動用葉書の買受又は手持ちの葉書に「選挙用」の表示を受ける場合に宜野湾郵便局に提出する。
2. 選挙郵便物差出票	8	選挙運動用葉書を郵便局に差出すときに添付する。
3. 新聞広告掲載証明書	2	希望する新聞社に広告の申し込みをする場合に提出する。
4. 通称認定書	1	申請して認められた候補者に交付する。

(諸届出等用紙)

種 類	数量	使 用 方 法
1. 選挙事務所設置届	1	選挙事務所を設置した場合、直ちに選挙管理委員会へ提出する。
2. 選挙事務所異動届	1	選挙事務所を異動した場合、直ちに選挙管理委員会へ提出する。
3. 出納責任者選任届	1	出納責任者選任し、直ちに選挙管理委員会へ提出する。
4. 報酬を支給する者の届出書	1	選挙に使用する事務員等で、報酬を支給する者を選挙管理委員会に提出する。
5. 公営施設使用の個人演説会開催申請書	1	開催予定日の2日前までに選挙管理委員会に申し出る。
6. 選挙立会人届出書	1	当該選挙区内の選挙人名簿に登録されている者の中から本人の承諾を得て選挙長に提出する。
7. 選挙立会人承諾書	1	選挙立会人届出書に添付して提出する。
8. 選挙運動費用収支報告書	1	選挙期日から15日以内までに報告書を選挙管理委員会へ提出する。
9. 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	1	収支報告書に領収書等が添付できない場合に、これを添付する。
10. 選挙運動費用収入簿・支出簿	1	収支報告書作成の補助簿として使用する。 提出は不要

(注意)

交付物品や各種証明書は、原則として再交付されませんので交付されたときは、全部そろっているか必ず確認してから受け取ってください。万一、紛失した場合は、紛失届を警察へ提出してください。

なお、交付物品、各種証明書等は、他人に譲渡してはいけません。また、立候補を辞退した場合は、その交付物品、各種証明書類は、直ちに選挙管理委員会へ返還してください。

9. 立候補の辞退

候補者が翻意して立候補をやめる場合は、選挙長に文書で立候補辞退の届出をしなければなりません。

候補者を辞退することができるのは、立候補届出の期間（9月8日の午後5時まで）に限られます。

期限内に辞退届がなければ、候補者が実質的に辞退しても、候補者としての取り扱いを受けます。

Ⅲ. 選挙立会人の届出

選挙の立会人には、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人がありますが、そのうち投票立会人については、市町村の選挙管理委員会が選任し、選挙立会人については、候補者から届出ることになっております。

1. 選挙立会人

選挙立会人は、投票の効力の判定等開票事務が公正に執行されるように監視するとともに、候補者の利益代表的役割を果たすものでありますから、原則として候補者から届出のあった者をあてることになっております。届出にあたっては、次のことに留意してください。

- (1) 選挙立会人となるべき者は、当村の選挙人名簿に登録されている者でなければなりません。
- (2) 届出は、候補者が行うことになっています。その場合、本人の承諾を得ておかねばなりません。
- (3) 届出先は、中城村議会議員選挙 選挙長です。
- (4) 届出の期限は、選挙の期日前3日（9月10日）の午後5時までです。

2. 選挙立会人の人数

候補者から届出のあった選挙立会人の人数が10人を超えたときは、くじをもって10人とし、次に同一の政党その他政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上であ

るときは、くじで定めた2人以外の者は立会人になることができません。

また、選挙立会人は、少なくとも3人必要ですが、次の理由により3人に達しない場合は、選挙長が3人に達するまでに選任することになっています。

- (1) 候補者からの届出による立会人が3人に達しないとき。
- (2) 立会人が届出期限の日以降選挙会当日までに3人に達しなくなったとき。

IV. 選 挙 運 動

1. 選挙運動の期間

- (1) 選挙運動は、立候補の届出のあった日（立候補届が受理された時）から選挙の期日の前日まででなければなりません。
- (2) 投票当日は、選挙運動は禁止されますが、次の行為に限り例外として許されます。
 - ア 投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に限り選挙事務所を設置すること。
 - イ 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類を通じて3個並びにちょうちん1個を掲示すること。
 - ウ 選挙運動期間中、適法に掲示した選挙運動用ポスターを、そのまま掲示しておくこと。
- (3) 選挙の期日後は、当選又は落選に関し、挨拶行為をすることは制限されています。ただし、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為は行うことができます。

2. 選挙事務所

選挙事務所とは、候補者1人につき1か所、立候補の届出をした時から選挙の当日まで設置することができ、この期間内はいつでも選挙事務所を異動（移転や廃止）することができますが、1日に1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む）することはできません。

選挙事務所であるかどうかは、個々具体的な場合に依りて実態に即して判断されます。

したがって、名称が何であっても、その実質が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているようなものは、選挙事務所とみなされます。

また、連絡所というような名称を有するものについても同様にその実態によって判断されます。

- (1) 選挙事務所を設置できる者は、候補者に限られます。
- (2) 選挙事務所を設置したときは、直ちに村選挙管理委員会へ届出なければなりません。
- (3) 設置することができる選挙事務所の数は、候補者1人につき1か所です。
- (4) 選挙当日は、投票所の入り口から直線距離で、300メートル以内にある選挙事務所は、閉鎖しなければなりません。

3. 休憩所等の禁止

休憩所、その他これに類する設備は、選挙運動のために設けることはできません。

休憩所とは、休憩を主たる目的として設けられた一切の場所的設備をいい、その他これに類する設備とは、設備構造その他の点で休憩所という程度ではないが、これに類するものをいい、選挙運動のために設けるものであれば選挙運動員や労務者用のものだけでなく、選挙区内の人のために設ける場合も禁止されます。

4. 選挙運動を禁止される者

(1) 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者、選挙長は在職中、その関係区域内において選挙運動をすることはできません。

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

(2) 特定公務員

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員及び警察官、収税官吏及び徴税の吏員等は選挙運動をすることはできません。

(3) 公務員等の地位利用による選挙運動

国又は地方公共団体のすべての公務員及び公社、公庫等の役員、職員は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

(4) 教育者の地位利用による選挙運動

教育者（学校教育法に規定する学校の長及び教員をいう）は、学校の児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

教育者の地位を利用する選挙運動とは、教育者がその地位に伴って有する児童・生徒・学生に対する影響力を利用して行う選挙運動をいう。直接、児童・生徒等を選挙運動に従事させる場合はもちろん、これらの父兄、あるいはPTA等に働きかける場合を含みます。

(5) 年齢満18歳未満の者

年齢満18歳未満の者は、選挙運動をすることはできません。また、何人も年齢満18歳未満の者を利用して選挙運動をすることはできません。ただし、選挙運動のための労務（例えば単なるポスターはり）に使用することはさしつかえありません。

(6) 選挙犯罪者

選挙犯罪や政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることはできません。

5. 特殊な選挙運動方法の禁止

(1) 個別訪問

何人も選挙に関し、投票を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をする行為は一切禁止されています。

なお、選挙運動のために戸別に演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をすること。また、特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと

も禁止されています。

(2) 署名運動の禁止

何人も選挙に関し、投票を得もしくは得しめない目的でもって選挙人に対し署名運動をすることは禁止されています。

(3) 人気投票の公表の禁止

何人も選挙に関し、公職につくべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されています。

(4) 飲食物の提供の禁止

ア 何人も、選挙運動に関し、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く）を提供することは、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されています。

例えば、候補者が選挙運動員や労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合、第三者が選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞いとして候補者等に飲食物を提供することも禁止されます。

イ 選挙運動員と選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で選挙事務所で渡すものだけは提供できます。

しかし、この弁当については、次のような制限があります。

(ア) 立候補の届出後から投票日の前日までの間に提供するものであること。

(イ) 弁当の価格は、1食当たり1,500円、1日につき4,500円以内であること。

(ウ) 提供できる弁当の数は、選挙運動期間を通じて225食（1日15人分×3食×5日）以内であること。

(5) 氣勢を張る行為の禁止

何人も、選挙運動のために自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができません。

(6) 連呼行為の禁止

何人も、選挙運動のために連呼行為をすることができません。

ただし、次の場所においてする場合には、一定の制限のもとにできます。

ア 演説会場において、演説の前後又はその合間

イ 街頭演説の場所において、演説の前後又はその合間

ウ 午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車又は船舶の上において行う場合 この場合、連呼行為をする者は、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、マイクの音量を落とすなどして、授業や療養に支障のないよう静穏の保持に努めなければなりません。

6. 選挙運動用自動車

主として選挙運動のために使用される自動車は、その種類及び使用方法に次のような制限があります。

(1) 使用できる自動車

乗車定員10人以下で、車両総重量3.5トン未満の自動車

(2) 自動車の構造が宣伝を主たる目的としているものは、一切使用できない。

(3) 使用できる数

主として選挙運動に使用することができる自動車の数は、候補者1人につき自動車1台か船舶1隻に限られます。自動車1台又は船舶1隻のいずれか一方のみの使用しかできず、両方を同時に使用することはできない。

(4) 表示

主として選挙運動のために使用される自動車には、選挙管理委員会が交付する「選挙運動用表示板」を使用中常時掲示しなければなりません。

(5) 自動車の乗車制限

選挙運動用自動車に乗車する者は、候補者及び運転手のほか、選挙管理委員会が交付する乗車用腕章をつけた4名を超えてはいけません。

(6) 車上の選挙運動の禁止

停止した自動車の上における選挙運動のための演説及び停止中又は走行中の自動車の上における選挙運動のための連呼行為を除き、車上の選挙運動は禁止されます。

7. 選挙運動用の拡声機

(1) 主として選挙運動のために使用することができるものは、候補者1人につき一揃えに限られます。このほかに、個人演説会又は、いわゆる幕間演説の開催中その場所において、別に一揃え使用できます。同時に二箇所以上で個人演説会を開催するときは、それぞれの会場で一揃い使用できます。

(2) 表示

主として選挙運動のために使用する拡声機には、選挙管理委員会が交付する「選挙運動用拡声機表示板」を送話口の下部に使用中常時掲示しなければなりません。

個人演説会等で開催中使用する拡声機には、表示は必要ありません。

8. 選挙運動用通常葉書

選挙運動のために頒布することができる文書図画は、選挙運動用通常葉書のほかは一切認められません。通常葉書の枚数、入手方法等については、次のとおりです。

(1) 枚数

頒布できる通常葉書の枚数は、**中城村議会議員選挙800枚**です。

(2) 入手方法等

立候補届出の際、選挙長の発行する「選挙運動用通常葉書使用証明書」を指定された郵便局（**宜野湾郵便局（宜野湾市愛知）**）に提示して選挙用の表示をしてある官製葉書の交付を受けるか、又は、手持ちの官製葉書又は私製葉書を立候補届出の前にあらかじめ準備しておき、その葉書に、上記の証明書をつけて指定された郵便局に差し出して選挙用の表示を受けてください。

(3) 使用方法

選挙運動用の通常葉書は、候補者が使用することはもちろん第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらうこともさしつかえなく、その記載内容についても制限はありません。

(4) 発送方法

選挙運動用の通常葉書を発送するときは、郵便局の配達事務を取り扱う郵便局の窓口（**宜野湾郵便局**）に差し出さなければなりません。そのとき「選挙郵便物差出票」を添えて提出してください。

直接ポストに投函したり、郵便によらない方法、例えば路上等で通行人に手渡すとか、人を使って配布させることはできません。

9. 選挙運動用ビラ及びポスター

(1) ビラの規格・届出・枚数

選挙運動用ビラの大きさは、A4判（長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル）を超えないもので、頒布できる枚数は1,600枚までです。

又、**選挙長**に届け出て、**交付された証紙を貼付**しなければ頒布できません。

(2) ポスターの規格

選挙運動用ポスターの大きさは、タブロイド型（長さ42センチメートル、幅40センチメートル）を超えてはいけません。

(3) ポスターの掲示

選挙運動用ポスターは、選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に、1か所につき1枚をあらかじめ決められた区画に掲示（掲示場**27**か所）することになります。その他の場所には、一切掲示することができません。したがって、電柱とか、個人の家、塀等に掲示することは違法となります。

(4) ポスターの記載内容

ポスターの記載内容については、制限がありませんから演説会の告知や直接、投票依頼のために使用できます。ただ虚偽事項、利害誘導等の罰則にふれるようなことは書くことができません。

なお、ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所、氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を記載しなければなりません。

10. 選挙事務所に掲示できる文書図画

選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札及び看板の類、ちょうちんの類を掲示することができます。

(1) 数量及び規格

ポスター、立札及び看板の類は、通じて3個に限られます。

通じて「3個」とは、ポスター1枚、立札1枚、看板1枚というようにその数の合計が「3」を超えないことです。また、これらの看板等の大きさは、縦350センチメートル、横100センチメートルを超えてはいけません。

ちょうちん類は、1個に限り掲示することができますが、その規格は、高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内です。

(2) 記載内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、選挙事務所を表示するものであることが認められる内容の記載が必要であり、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。

ただし、選挙事務所を表示するためのポスター、立札及び看板の類に付随的に政見等を記載したり、候補者の写真等を貼りつけることはさしつかえありません。

1 1. 選挙運動用自動車等に使用する文書図画

選挙運動のために使用される自動車や船舶にポスター、立札、看板及びちょうちんの類を取り付けて使用することができます。

(1) 数量及び規格

ポスター、立札、看板の類には枚数の制限はないが、規格は縦273センチメートル、横73センチメートル以内です。

ちょうちんは、1個に限られ規格は高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内です。

(2) 記載内容

記載内容については、別段制限はありません。

(3) 看板等の掲示

選挙運動用自動車の外周に看板、ポスター等の文書図画を掲示することは許されていますが、その取り付け方によっては、道路交通法に違反する場合がありますので、自動車に看板等を掲示したときは、所管警察署に看板等を掲示した実物を見せてその指示を得ておくことが適当です。

1 2. 個人演説会で使用する文書図画

個人演説会において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、看板及びちょうちん、映写等の類を掲示することができます。

(1) 数量及び規格

ポスター、立札、看板の類は、会場内では枚数に制限はありませんが会場外（会場の一部で、入口等）では、通じて2個掲示できます。

ちょうちんの類は、会場内か会場外に1個所に限り掲示できます。

規格は、ポスター、立札、看板の類は、縦273センチメートル、横73センチメートル以内です。ちょうちんの類は、高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内です。

(2) 記載内容

記載内容については、特に制限はありませんが、その表面に掲示する責任者の住所及び氏名を記載しなければなりません。

(3) 掲示できる期間

演説会場内外に掲示したポスター、立札、看板、ちょうちんの類は演説会の開催中に限られ、演説会の終了後は、直ちに撤去しなければなりません。

1 3. 候補者が使用するタスキ、胸章及び腕章の類

候補者は選挙運動のために、タスキ、胸章及び腕章の類を使用することができます。

タスキ、胸章及び腕章の類には、ハチマキ、帯等が含まれるが、いわゆるハッピー、前掛のようなものは含まれません。なお、記載内容の制限はなく、また規格についても制限はないが、社会通念上認められるような大きさでなければなりません。

1 4. 新聞広告

候補者は、選挙運動の期間中2回に限り、選挙に関し新聞広告を有料で掲載することができます。

(1) 規格及び内容

広告の規格は、横9.6センチメートル、縦2段組以内で広告の場所は、記事下に限り色刷りは認められません。

(2) 記載手続き

新聞広告をしようとするときは、立候補届出の際、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を広告原稿とともに希望する新聞社に提出してください。

なお、広告を掲載できる期間は、立候補届出の日から選挙の期日の前日までです。

1 5. 選挙運動放送の制限

何人も選挙運動のため放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備、その他の有線電気通信設備を含む）を使用して放送をし、又は放送させることはできません。

1 6. 個人演説会

個人演説会は、公営施設使用の個人演説会とその他の施設使用の個人演説会とがあります。開催回数については、制限がありません。

個人演説会では、候補者本人はもとより候補者以外の者でも演説することができるし、録音盤を使用して演説することもできます。

(1) 公営施設使用の個人演説会

ア. 使用できる施設

使用できる施設は、学校、公民館（社会教育法にいう公民館をいう）地方公共団体の管理する公会堂及び選挙管理委員会が指定する施設です。使用時間は、1回について5時間を超えることはできません。

イ. 施設の使用料

候補者1人について、同一施設ごとに1回に限り無料となります。

ウ. 開催手続き

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合には立候補の届出後に、開催予定日前2日までに「個人演説会開催申出書」を選挙管理委員会へ提出しなければなりません。なお開催日は「**9月8日**」以降となります。

(2) その他の施設使用の個人演説会

候補者は、公営施設以外の施設（地域の集会場等）を使用して個人演説会を開催することができます。この場合、候補者は、その施設の管理者の承諾を得ればよいことになります。

17. 街頭演説

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（例えば公園、空地等）で多数の人に向かって選挙運動のために演説することをいいます。

- (1) 街頭演説は、演説者がその場所に止まって、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて行わなければなりません。したがって、道路を歩行しながらする演説や走行する自動車や自転車等の上からする演説は禁止されています。
- (2) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人につき15人を超えてはならず、しかもこれらの者は、選挙管理委員会が交付する腕章を着けなければなりません。
- (3) 街頭演説においては、録音盤を使用することができます。
- (4) 街頭演説をする場所では、その候補者の演説であることや、候補者の政見等を示すために、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は一切使用することができません。ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については差し支えありません。
- (5) 街頭演説の場所で候補者の経歴、政見等を記載したビラ、チラシ等を配ることはできません。
- (6) 街頭演説は、午後8時から翌日の午前8時までの間はできません。また、学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

18. インターネット等を利用する方法による選挙運動

平成**25**年の公職選挙法改正により、インターネット等を利用した選挙運動のうち、一定のものが解禁されることとなりました。インターネット等を利用する選挙運動も、選挙の告示日（立候補届け出が受理された後）から選挙期日の前日まででなければなりません。

(1) 今までどおり規制されるもの

ア 事前運動の禁止（法129）

イ 年齢18歳未満の者の選挙運動の禁止（法137の2）

(2) ウェブサイト等を利用する方法

ア 何人もウェブサイトを利用する方法により、選挙運動を行うことができます。（法142の3①）

(例：ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)
イ 選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示することが必要です。
(法142の3③)

※ 電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他インターネット等を利用する方法によりその者に連絡する際に必要となる情報をいいます。

具体例としては、電子メールアドレスの他、返信用フォームのURL、ツイッターのユーザ名等が挙げられます。

ウ 選挙期日当日の扱い(法142の3②)

ウェブサイトに掲載された選挙運動用文書図画は、投票日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は投票日の前日までに限られており、投票日の更新はできません。

(3) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ア 利用主体は候補者・政党等に限られます。候補者・政党等以外の一般有権者は引き続き禁止されます。(法142の4①)

イ 選挙運動用電子メールの送信先には以下の制限があります。(法142の4②)

① 選挙運動用電子メールの送信を求め・同意した者

② 政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかった者

ウ 選挙運動用電子メール送信者には、一定の記録の保存が義務づけられています。

(法142の4④)(例：受信を希望する旨のメール、受信申込みの書面、メルマガの送信先リスト等)

エ 選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示することが必要です。(法142の4⑥)

(4) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等(法142の6)

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。

(5) インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為ができます。(法178②)

(6) 選挙運動用有料のインターネット広告の禁止等

買収罪の適用

インターネットを利用した選挙運動を行った者に、その選挙運動の対価として報酬を支払った場合には買収罪の適用があります。

V. 選挙運動費用

1. 出納責任者

候補者の選挙運動費用の収支について、いっさいの責任を負うべき人が出納責任者です。

(1) 出納責任者の選任とその理由

① 出納責任者は、一般的には候補者が選任しますが、候補者自ら出納責任者になることもできます。

② 出納責任者を選任したときは、選任者(自ら出納責任者となった者を含む)は、直

ちに出納責任者選任届を選挙管理委員会に届け出なければなりません。この届出をしないで出納責任者が寄附を受けたり、支出をすることはできません。

(2) 出納責任者の職務

① 会計帳簿の備え付け及び記載

出納責任者は、会計帳簿（収入及び支出簿）を備え付け、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。

② 領収書等の徴収

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書、その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。

③ 収支報告書等の提出

出納責任者は、候補者の選挙運動に関しなされた寄附その他の収入、支出に関する事項を記載した報告書を選挙の期日後15日（9月28日）までに選挙管理委員会に提出しなければなりません。そのさいには、②の領収書等の写しを必ず添付してください。

2. 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償

(1) 実費弁償の支給

実費弁償は、選挙運動に従事する者（いわゆる運動員）及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができます。

この場合、労務者とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単なる機械的労務（例えば、ポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者です。

選挙運動に従事する者に対して、弁当料、茶菓料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができません。また、選挙運動に従事する者に対しては、食事を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者に対しては食事を除いた宿泊料しか支給することができません。

実費弁償は、あくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されるものでなければなりません。

(2) 実費弁償の制限額

選挙運動に従事する者及び労務者に支給する実費弁償の額について、次の額の範囲内で支給しなければなりません。いかなる理由があるにせよ、これを超えて支給すると買収の推定を受けるおそれがあります。

ア. 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる額

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 鉄 道 賃 | 鉄道旅行について、路程に応じて旅客運賃等により算出した額 |
| (2) 船 賃 | 水路旅行について、路程に応じて旅客運賃等により算出した額 |
| (3) 車 賃 | 陸路旅行について、路程に応じた実費額 |
| (4) 宿 泊 料 | 一夜につき23,000円（食事料二食分を含む） |
| (5) 弁 当 料 | 一食につき1,500円 一日につき4,500円 |

ただし、実際に弁当を提供した場合には、実費弁償としてできる弁当料は、提供した弁当の実費相当額を差し引いた額である。

(6) 茶菓料 一日につき1,000円

イ. 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる額

(1) 鉄道賃、船賃、車賃、上記アの(1)(2)(3)に同じ

(2) 宿泊料(食事料を含まない) 一夜につき20,000円

3. 報酬の支給

報酬は、選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員(いわゆるウグイス嬢)及び手話通訳者に限り支給することができます。

(1) 労務者に支給する報酬

ア. 基本日額 10,000円以内

イ. 超過勤務手当 一日につき基本日額の5割以内

(2) 事務員及び車上等運動員に支給する報酬

ア. 支給できる期間

報酬を支給する場合には、立候補の届出後、報酬の支給を受けることができる者を文書で選挙管理委員会に届出なければなりません。届出たときは、その日から選挙の期日の前日までの間支給できます。

イ. 届出できる員数

事務員及び車上等運動員を通じて1日7人以内、日によって異なる者を使用する場合には、35人まで異なる者を届出ることができます。

ウ. 支給額

選挙運動のために使用する事務員にあっては1日につき15,000円以内。専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者(ウグイス嬢)にあっては1人1日20,000円以内。

4. 選挙運動費用の制限額

選挙運動のために使用できる費用の最高額(法定制限額)は、選挙の期日の告示とともに選挙管理委員会で告示する。

算定額は、議員の定数で、その選挙の期日の告示の日において選挙人名簿に登録されている者の総数を割って得た数に、人数割額(1,120円)を掛けて得た額と、固定額(90万円)とを合算した額が制限額になります。

法定制限額=A+90万円(固定額)

$$A = \frac{\text{告示の日における選挙人名簿登録者数}}{\text{議員定数 } 16 \text{ 名}} \times \text{人数割額 (1,120 円)}$$

ただし、Aが固定額の2倍に相当する額を超えるときは、Aは固定額の2倍に相当する額とされる。

※ Aの額の100円未満の数は、100円に切り上げる。

(参 考)

ちなみに、令和8年6月1日の定時登録の選挙人名簿に基づき選挙運動費用の制限額を算出すると、次のとおりとなります。

$$(17,686人 \div 16人) \times 1,120円 + 900,000円 = 2,138,020円$$

100円未満の切り上げ 2,138,100円

Ⅵ. 政治活動のあり方

1. 政治活動用看板等の設置について

政治活動用の事務所に掲示する立札及び看板については、選挙管理委員会において証票の交付を受け、それを貼付しなければ掲示することはできません。

ア. 掲示できる立札及び看板の類は、政治活動用事務所を表示するもので、

- (1) 候補者等の事務所を表示するもの・・・・・・4枚以内
- (2) 後援団体の事務所を表示するもの・・・・・・4枚以内
- (3) 規格は、いずれも150センチメートル、40センチメートル以内（足を付けた場合は、足も含まれる）

イ. 掲示の形態

- (1) 電柱や実態のない場所への掲示は、違反となります。
- (2) 一つの事務所につき2枚まで掲示できます。三角柱や四角柱は、違反です。

2. 政治活動用のポスターについて

公職の候補者等（予定候補者を含む）の氏名又は氏名類推事項及び後援団体の名称を表示する政治活動用ポスターについては、下記のとおり規制があります。

- (1) ポスターでベニヤ板、プラスチック板、ダンボール等用いて裏打ちされたポスターを掲示することは禁止されています。（公職選挙法第143条第16項第2号）
- (2) 裏打ちのないポスターについても「一定期間」掲示することは、禁止されています。（公職選挙法第143条第16項第2号）

「一定期間」とは、村長や中城村議会議員選挙にあっては、任期満了の6ヶ月前の日から選挙の期日までの間です。中城村議会議員選挙にあっては、任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間です。

- (3) 演説会、講演会、研修会、その他これらに類する集会の会場等において開催中使用されるポスター以外は、掲示できません。（公職選挙法第143条第16項3号）

Ⅶ. 公職選挙法による寄附の禁止

1. 村と特別の関係がある者の寄附の禁止

次の者は、選挙に関し寄附をしてはいけません。

- (1) 村と請負、その他特別の利益を伴う契約の当事者である者
- (2) 会社、その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く）を受けている場合において、当該融資を行っている者が、当該融資について村から利子補給金の交付決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む）を受けた場合には、その融資を受けている会社、その他の法人。（ただし、その利子補給金が交付されてから1年を経過している場合、又はその利子補給金の交付の決定の全部が取り消された場合は、禁止されません）

何人も、このような村と特別な関係にある者に対して、選挙に関し、寄附を勧誘したり、又は要求してはならないし、また、このような者から寄附を受けてはなりません。

2. 候補者等の寄附の禁止

候補者又は候補者となろうとする者は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。この場合その寄附が選挙に関すると否とを問わず、また、時期のいかなを問わず禁止されます。ただし、その候補者等の後援会以外の政党及びその他の政治団体にする場合又は候補者等の親族にする場合は禁止されません。

何人も、候補者又は候補者となろうとする者に対して、その選挙区内にある者に対しする寄附を勧誘し又は要求してはなりません。

3. 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止

候補者又は候補者になろうとする者が、その役職員又は構成員である会社、その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し、又は、これらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。

ただし、政党その他の政治団体に対して寄附をすることは禁止されません。

4. 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止

候補者又は候補者になろうとする者の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体は、今回の選挙に関しその選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。

ただし、政党その他の政治団体に寄附するとか、候補者等に寄附することは禁止されません。

5. 後援団体に関する寄附の禁止

- (1) 後援団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。
- (2) 候補者又は候補者となろうとする者は、自分の後援団体に対し、その任期満了による選挙については、その任期満了の日前90日にあたる日から当該選挙の期日までの間、任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間は、寄附することはできません。

参 考

中城村議会議員選挙における主な選挙運動一覧

区 分	説 明	根拠法令
選挙運動用自動車 (船舶)	1. 使用できる台数 1台 2. 自動車の種類 (1) 選挙運動のために使用できる自動車 乗車定員10人以下で、車両総重量3.5トン未満の自動車 3. 表示板・・・自動車には、全面の見やすい箇所に、村選管から交付される表示板をつけなければならない。 4. 乗車人数・・・自動車には、候補者、運転手のほか村選管から交付される乗車用腕章をつけた運動員が4人まで乗車できる。 5. 看板等・・・自動車に掲示できる看板等の文書図画(規格)273センチメートル×73センチメートル。枚数の制限はなし。ただし、道路交通法との関係もあるので、事前に所轄の警察署に届け出ておくこと。	法141条 法141条 法141条の2 法143条
	(注)・自動車の外周に看板、ポスター等の文書図画を掲示することはその取り付け方によっては道路交通法に違反する場合もあるので、自動車に看板等を掲示したときは、宜野湾警察署に看板等を掲示した実物を見せてその指示を得ておく。ともできる。 6. 車上の選挙運動 (1) 走行中の自動車上においては、連呼行為以外の選挙運動は一切できない。また、この連呼は、午前8時から午後8時までの間に限られる。 (2) 街頭に自動車を止めて演説する際には、村選管から交付される街頭演説用の標旗を掲げなければならない。また、この街頭演説も午前8時から午後8時までの間に限られる。	法141条の3
拡声器	1. 使用できる数・・・一揃いに限る。ただし、個人演説会の開催中、その会場において別に一揃いを使用できる。 2. 表 示 板・・・自動車で使用する拡声器には、村選管が交付する表示版を、マイクロフォンの下部等一定の場所にとりつけておかなければならない。	法141条 法141条
選挙運動用通常葉書	1. 頒布できる枚数・・・800枚以内 2. 「選挙用」の表示 候補者は、立候補届出の後に選挙長から交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を指定された日本郵便株式会社の営業所に提示して「選挙用」の表示を受ける。 3. 通常葉書の差し出し はがきを出すときは、日本郵便株式会社の営業所の窓	法142条 公職選挙郵便規則

	口を通して行わなければならない、ポストに直接入れたり、自分で又は他人を使用して直接配達することはできない。	
選挙運動用ビラ	1. 頒布できる枚数・・・1, 600枚以内 2. 証紙の交付 候補者は、立候補届出の後に選挙長から交付される「選挙運動用ビラ証紙交付票」により、申請したのち証紙の交付を受け、頒布するビラに貼る。 3. 規 格・・・長さ 29.7 センチメートル、幅 21 センチメートルを超えないもの。 4. 頒布責任者等の記載 ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の住所及び氏名（法人にあては名称）を記載しなければならない。 5. 頒布場所・・・当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内または街頭演説の場所のみ。	法142条 令109条
選挙運動用ポスター	1. 掲示場所・・・村選管が設置するポスター掲示場の定められた区画番号の個所に限る。 2. 掲示枚数・・・ポスター掲示場1か所につき1枚（ポスター掲示場数27ヶ所） 3. 規 格・・・長さ42センチメートル、幅30センチメートル（タブロイド版）を超えないもの。 4. 掲示責任者等の記載 ポスターの表面に、掲示責任者及び印刷者の住所及び氏名（法人にあては、名称）を記載しなければならない。	法143条 法143条 法144条 法144条
新聞広告	1. 広告回数・・・いずれか一つの新聞に2回まで掲載することができる。この場合、同じ新聞に2回掲載してもよいし、別々の新聞に1回ずつ掲載してもよい。 2. 規 格 等・・・大きさは、横9.6センチメートル、縦2段組以内で、掲載位置は記事下とし、色刷りは認められない。 3. 期 間・・・掲載できる期間は、立候補の届出以後からの投票の前日（9月12日）までである	法149条 規則19条

個人演説会	1. 開催できる者 候補者に限られる。候補者以外の何人も個人演説会を開催することはできない。 なお、演説は、候補者以外の者もすることができ、また、テープ等を使用してもよい。 2. 公営施設の使用 公営施設を利用する場合は、同一施設ごとに1回だけ無料で使用することができ、使用時間は1回につき5時間以内（準備・片付けを含む）である。 3. 会場内で使用できる文書図画 会場内（会場入口を含む。）では、ポスター看板等（規格、枚数の制限なし）を掲示し、届け出た選挙運動用ビラを頒布することができる。 また、映写等の類を掲示することができる。	法161条から 法164条の4 法161条 令112条の3 法143条 法164条の2
街頭演説	1. 標旗の掲示 街頭演説を行うためには、演説者は必ずその場所にとどまっていなければならない。また、村選管が交付する標旗を掲げなければならない。 2. 人数の制限 街頭演説に従事することができる者は、15人を超えてはならず、かつ一定の腕章をつけなければならない。（候補者及び運転手を除く） 3. 文書図画の制限 街頭演説の場所では、その演説中、ポスター、看板の類は一切使用できないが、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車に取りつけられているものは差し支えない。 4. 街頭演説の時間 午前8時から午後8時までの間に限られる。 5. 連呼行為 街頭演説の一部として連呼することは許されている。	法164条の5 法164条の7 法142条 法164条の6 法140条の2
連呼行為	1. 連呼のできる場所 演説会場、街頭演説（演説を含む。）の場所及び選挙運動用自動車の上。ただし、演説会場において、会場の入口や窓から外に向かって連呼することはできない。 2. 連呼ができる時間 午前8時から午後8時までの間に限られる。ただし、個人演説会の会場では、演説の前後又はその合間に、演説会の開催中、連呼することができる。	法140条の2 法141条の3 法140条の2 法164条の6

選挙事務所の設置	1. 設置数・・・1か所に限られる。 2. 設置場所・・・別段制限はない。ただし、投票日当日には、投票所を設けた場所から300メートル内にある選挙事務所は、閉鎖するか又は移転を要する。 3. 表示用看板等 選挙事務所には、その表示のために看板等を掲示することができる。 (1) 規 格・・・看板類（ポスター、立札等）は、縦350センチメートル、横100センチメートルを超えないもの。 ちょうちんの類は、高さ85センチメートル、直径45センチメートルを超えないもの。 (2) 数 量・・・看板類 合計3以内 ちょうちんの類 1箇	法130条の2 法143条
候補者が着用し、使用するもの	1. 種 類・・・たすき、腕章、胸章、はちまきの類 2. 規格等・・・候補者が着用しているかぎり、数、規格、記載内容になんらの制限はない。 3. 使用制限 たすき等これらのものに、候補者の氏名が記載されているときは、確認団体が行う政談演説会の会場や確認団体が行う街頭政談演説の場所等では使用できないので注意を要する。	法143条
選挙公報	1 発行権者候補者の氏名、政見、経歴等を選挙人に周知させるため、選挙管理委員会が1回発行する。 2 掲載の申請等 事前審査を受け、選挙期日の告示のあった日までに、候補者は、掲載文を添えて文書で申請する。 なお、内容については原則として自由であるが、図・イラストレーション等の記載できる面積は2分の1以内である。 3 申請された原稿が原文のまま、写真製版により印刷され、 掲載の順序（位置）はくじで定める。	
ウェブサイト等の利用	1. ウェブサイト等を利用する方法 何人もウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動を行うことができる。（事前運動、年齢18歳未満の者不可） 2. 表示義務 選挙運動用ウェブサイト等には電子メールアドレス等を表示しなければならない。 3. 選挙期日当日の取り扱い ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができる。 ただし、選挙期日当日の更新はできない。	法142条の3

電子メールの利用	1. 利用主体の制限 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・政党等に限って頒布することができる。 2. 送信先の制限 ①選挙運動用電子メールの送信を求め・同意した者 ②政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかった者 3. 表示義務 送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示しなければならない。	法142条の4 記録の保存 義務有り
----------	--	--

